

## ＜個別案件確認表（組織委員会）＞

組織委員会担当確認年月日 令和 3 年 12 月 7 日

東京都作業部会確認年月日 令和 3 年 12 月 9 日

事業名 仮設・オーバーレイ工事等

案件名 大会要件関連工事

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		・本件の経費は、大枠の合意に基づくものであり、組織委員会、東京都、国はそれぞれの役割に応じてパラリンピック経費相当額を負担する。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		・大会要件関連工事は、組織委員会が要求仕様を洗い出ししていることを踏まえ、全体最適性を担保すべき観点から、仮設オーバーレイ整備を担う組織委が一元的に予算執行したほうが効率的である。	
経費の内容等が必要（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	・本事業は、東京 2020 大会の大会要件を満たす必要不可欠な整備である。	
	効率性	・大会要件を満たすための大会リギング用補強工事、通信・空調設備工事等については、施設所有者（日本武道館）の工事に大会要件を盛り込み費用負担することで、効率的な執行となり、総コストの圧縮が可能となった。	
	納得性	・工事の項目、内容について精査し、金額や仕様が大会に必要な機能であることを確認している。 ・競技特性が類似、観客数が同規模である会場をベンチマークに総コストを比較し、本件の工事負担額が適切な水準であることを確認している。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		・当該施設を東京 2020 大会で使うには、大会要件を満たす整備は必要不可欠である。 ・執行にあたって V5 予算の範囲内であることを確認している。	

\* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。